

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札に付します。

令和 7年 7月 9日

契約事務受任者

名古屋市総務局長 高田 克己

1 入札に付する事項

(1) 調達内容

β'モデル移行に係る監査業務委託

(2) 役務の内容

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8年 3月31日まで

(4) 履行期間

契約締結日から令和 8年 3月31日まで

(5) 履行場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は総額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110分の 100に相当する金額を記した入札書を提出しなければならない。

(7) 電子入札システムの利用

本公告に係る入札は、競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び入札書の提出を名古屋市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。

なお、電子入札システムにより難しい場合は、確認申請書の提出及び入札を紙により行うことができる。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第 167条の 4第 1項の規定に該当する者でないこと。

(2) 自治令第 167条の 4第 2項各号のいずれかに該当する事実があった後 3

年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 令和 7年度及び令和 8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」の申請業種「システム開発」、「データ処理」、「通信情報サービス」又は「コンピュータ関連サービス」のうち、いずれかの競争入札参加資格を有すると認定され、登録された者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、（3）に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、（3）に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第 181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第 185号）、商店街振興組合法（昭和37年法律第 141号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別の理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本件入札に参加することができる。
- (7) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 入札公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第 103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 独立行政法人情報処理推進機構「情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト」において、情報セキュリティ監査サービスに登録されていること。
- (10) ISO/IEC27001（JIS Q 27001）認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (11) 入札参加者、会社法（平成17年法律第86号）第 2条第 3号及び第 4号並びに財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第 8条第 3項及び第 4項に規定する当該入札参加者の親会社、子会

社（子会社とみなされる他の会社等を含む。）及び当該入札参加者と同一の親会社を有する会社について、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守に係る業務委託の受託者（再委託の承認を得た者も含む。）でないこと。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市総務局行政DX推進部デジタル改革推進課
（名古屋市役所西庁舎12階）

電話 052-972-2257 ファクシミリ 052-972-4113

メールアドレス a2257@somu.city.nagoya.lg.jp

(2) 入札説明書の入手方法

調達情報サービスからダウンロードする。

<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp>

(3) 入札書の提出

電子入札システムにより提出すること。

提出期間 令和 7年 7月22日から同月30日午前10時00分まで

(4) 開札の日時及び場所

ア 開札日時

令和 7年 7月30日 午前11時30分

イ 開札場所

(1) に同じ

(5) 入札に当たっての注意事項

ア 一旦提出された入札書は、差替え、引替え又は撤回をすることができない。

イ 開札をした場合において、各人の入札のうちに予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札は原則として 2 回を限度とする。

再度入札を行う場合は、初度入札の開札時に、再々度入札を行う場合は再度入札の開札時に、再入札書受付開始予定日時及び再入札書締切予定日時を通知するので、指定日時までに再度入札を行うこと。

また、初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた者は、再度入札又は再々度入札に参加することはできない。

(6) 競争入札参加資格確認

落札候補者は、申請書等を落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して 2日以内（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）に電子入札システム

により提出し、競争入札参加資格の確認を受けること。

(7) 落札者の決定

落札候補者について、(6)の競争入札参加資格の確認の結果、資格があると認められた者を落札者とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務

ア 入札保証金にあつては免除する。

イ 契約保証金にあつては名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定に該当する場合に、免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書で指定する書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

総額で定める。

(6) その他

詳細は、入札説明書に定めるところによるものとする。